

川崎市における租税特別措置法による登録免許税等の
軽減のための住宅用家屋証明交付事務取扱要領

1 目的

この要領は、住宅用家屋証明の交付事務に関し必要な事項を定めるものとする。

2 証明書の交付要件

証明書は、次に掲げる要件に適合するものについて交付する。

- (1) 個人が自己で所有した住宅用の家屋であるもの
- (2) 昭和57年1月1日以後に建築されたもの
- (3) 面積が50㎡以上（上限はなし）であるもの
- (4) その他租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則に定める要件に適合するもの

3 証明書の申請

証明書の交付を受けようとする者は、必要書類を添えて、次のいずれかを市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用家屋証明申請書（第1号様式）
- (2) 次に掲げる項目が記載された任意の申請書等
 - ア 租税特別措置法施行令の根拠条項、新築されたもの又は建築後使用されたことのないものの別（特定認定長期優良住宅以外の部分）
 - イ 新築又は取得年月日
 - ウ 申請者の住所
 - エ 申請者の氏名
 - オ 家屋の所在地
 - カ その他必要事項

4 証明書の交付

市長は、前条の申請があった場合、次のいずれかを証明書として交付する。

- (1) 住宅用家屋証明書（第2号様式）
- (2) 次に掲げる項目が記載された任意の書類
 - ア 租税特別措置法施行令の根拠条項、新築されたもの又は建築後使用されたことのないものの別（特定認定長期優良住宅以外の部分）
 - イ 新築又は取得年月日
 - ウ 申請者の住所
 - エ 申請者の氏名
 - オ 家屋の所在地

5 手数料

手数料は川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）に定めるところによる。

6 その他

この要領に定める交付事務に関し疑義が生じたときは、所管課長が決定する。

附則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成21年6月4日から施行する。
- 5 この要領は、平成24年12月4日から施行する。
- 6 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成26年11月1日から施行する。
- 8 この要領は、令和3年3月1日から施行する。
- 9 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領施行前に調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。